

## ナースステーションこまき運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団ともいき会が開設するナースステーションこまき（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### (事業の運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ナースステーションこまき
- 2 所在地 岐阜市都通四丁目7番地

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師1名  
管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問看護に当たる。
- 2 看護師等 看護師 常勤3名（内1名は管理者と兼務） 准看護師 常勤1名  
看護職員は訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書、介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- 3 看護師等 通常換算以上を満たしている。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 死後の処置料は、5,000円とする。
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるととする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、岐阜市及び羽島市、岐南町、笠松町当院より30分以内の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び

主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第10条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

1 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する

(虐待防止に関する事項)

第11条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るため、業務体制を整備する。

- 1 ステーションは全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 3 社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るための研修機会を設け、また業務体制を整備する。
- 4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団ともいき会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 3 月 12 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 1 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。